

平成30年12月14日
京都府健康福祉部健康対策課
(電話 414-4739)
京都市保健福祉局
健康長寿のまち・京都推進室
健康長寿企画課
(電話 222-3419)
京都受動喫煙防止対策
事業者連絡協議会事務局
(電話 212-5221)

受動喫煙防止対策を推進するための連携協定の締結について

たばこの受動喫煙防止対策を推進する「健康増進法の一部を改正する法律」の成立及び「京都府受動喫煙防止憲章」の改正に伴い、この度、京都府・京都市・京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会の三者において、「受動喫煙防止対策を推進するための連携に関する協定」を締結することとなりましたので、お知らせします。

この協定は、行政と生活衛生業を営む事業者団体の連携のもと、改正後の健康増進法等に基づき、多数の方が利用する施設における受動喫煙防止対策の取組を共同で進め、住民及び国内外からの観光客等、誰もが安心して施設を利用できる環境づくりを推進し、受動喫煙が及ぼす健康への影響から人々の健康を守ることを目的とするものです。

なお、当協定の締結にあたっては、以下のとおり協定締結式を執り行いますので、当日の取材についてお願いします。

1 日時

平成30年12月20日(木) 午後2時～午後3時30分

2 場所

ホテルグランヴィア京都 5階 竹取の間(京都市下京区烏丸通塩小路下ル JR京都駅中央口)

3 出席者(敬称略)

- 京都府知事 にしわき たかとし 西脇 隆俊
- 京都市長 かどかわ だいさく 門川 大作
- 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 会長 さたけ りきふさ 佐竹 力総

4 次第(予定)

「受動喫煙防止対策シンポジウム in 近畿ブロック」の第一部において、協定締結式を執り行います。

- (1) 出席者紹介
- (2) 京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会会長挨拶
- (3) 京都府知事・京都市長挨拶
- (4) 協定内容・取組概要説明
- (5) 協定書署名・交換
- (6) 記念撮影

※ 記者席を用意します(受付:午後1時30分～)。

※ 第二部では、「健康増進法の一部を改正する法律」に関する厚生労働省の講演等を開催します。



<京都受動喫煙防止対策事業者連絡協議会 参加団体>

団体名	
協 議 団 体	公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター
	京都府旅館ホテル生活衛生同業組合
	京都府飲食業生活衛生同業組合
	京都府喫茶飲食生活衛生同業組合
	京都府寿司生活衛生同業組合
	京都府中華料理生活衛生同業組合
	京都府料理生活衛生同業組合
	京都府麺類飲食業生活衛生同業組合
	京都府社交料飲生活衛生同業組合
	京都府理容生活衛生同業組合
	京都府遊技業協同組合
京都たばこ商業協同組合	
関 係 団 体	京都府健康福祉部
	京都市保健福祉局
	京都商工会議所